

第3章

自由財産拡張手続

第1 自由財産拡張制度概論

1 本来的自由財産

自然人の破産において、破産法上、当然に破産財団に属さない、いわゆる自由財産となる財産（以下「本来的自由財産」という。）は、以下のとおりである。

- ① 99万円以下の金銭（法34③一，民執131三，民執令1）
- ② 金銭以外に差押えが禁止された財産（法34③二）
- ⑦ 民事執行法上の差押禁止動産（民執131）
 - Ⓐ 債務者等の生活に欠くことができない衣服，寝具，家具，台所用品，畳，建具
 - Ⓑ 債務者等の1か月間の生活に必要な食料，燃料
 - Ⓒ 農業，漁業従事者の農機具，漁具等
 - Ⓓ 技術者，職人，労務者等の器具等
など
- ⑧ 民事執行法上の差押禁止債権（民執152）
 - Ⓐ 給料債権—税金等を控除した手取金額の4分の3相当部分（ただし，手取金額が44万円を超える場合には，33万円が差押禁止債権）
 - Ⓑ 私人から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る請求権（扶養請求権（民877），生命保険会社との年金契約に基づく継続的給付請求権等）—税金等を控除した手取金額の4分

の3相当部分（ただし、手取金額が44万円を超える場合には、33万円が差押禁止債権）

- ㉔ 退職金債権—税金等を控除した手取金額の4分の3相当部分
 - ㉕ 特別法上の差押禁止債権
 - ㉖ 生活保護受給権（生活保護58）
 - ㉗ 各種年金受給権（国年24等）
 - ㉘ 小規模企業共済（小規模企業共済法15）
 - ㉙ 中小企業退職金共済（中小企業退職金共済法20）
 - ㉚ 平成3年3月31日以前に効力が発生している簡易保険契約の保険金又は還付金請求権（平成2年改正前の旧簡易生命保険法50）
- 等

2 自由財産拡張制度の意義

破産者の経済的再生のためには、必ずしも、本来的自由財産だけでは十分でなく、それ以外の財産（預金等）についても自由財産として破産者の手元に残すことが必要である場合も少なくない。そこで、破産法上、裁判所は、管財人の意見を聴いた上で、破産者の生活状況、破産手続開始の時に破産者が有していた本来的自由財産の種類及び額、破産者が収入を得る見込みその他の事情を考慮して、自由財産の範囲を拡張する決定をすることができる、自由財産拡張制度を定めている（法34④⑤）。

3 自由財産拡張手続の基本的な流れと大阪地裁の運用

(1) 自由財産拡張手続の基本的な流れ

自由財産拡張手続においては、まず破産者から自由財産の範囲拡張の申立て（以下「拡張申立て」という。）がなされ（法34④）、管財人からの意見聴取を経て（法34⑤）、裁判所は拡張の裁判を行う（法34④）という流れとなる。

大阪地裁における自由財産拡張手続の運用は、以下のとおりである。

(2) 拡張申立て

まず、破産者から拡張申立てがなされる（法34④）（本書57、62～64頁及び

356, 375～383, 357, 389頁【資料203, 218～234, 204, 241】参照)。

法律上、裁判所は職権によっても自由財産の範囲を拡張する決定を行うことが可能である。しかし、破産者が具体的にどの財産を自由財産とすることを希望するかは事件によって異なるから、大阪地裁では、破産者の意向を尊重し、拡張申立てがあった事件について拡張の裁判をすることを原則としている。拡張申立ての方法は後述するが、基本的には拡張を希望する財産を財産目録の所定欄にチェックするなどの簡易な方法で足りる。

(3) 管財人と申立代理人(破産者)との意見調整及び黙示の拡張決定

次に、裁判所は自由財産拡張の裁判をするに当たって、管財人の意見を聴かなければならない(法34⑤)。

この点、大阪地裁では、多くの事件について拡張申立てがされることを想定し、それらを円滑かつ適正に処理するため、自由財産拡張制度の運用基準(本書70頁)を策定し、これに基づいて管財人・申立代理人(破産者)間で調整を図るものとしている。

拡張申立てがあった場合、調整を図る前提として、管財人は、拡張申立てに係る財産の時価を適切な方法で評価し、破産者の生活状況等を調査した上、自由財産拡張制度の運用基準に照らして、当該財産についての拡張の可否を調査する。

調査の結果、拡張申立ての内容と管財人が上記運用基準に従って拡張すべきと判断した財産の範囲が一致する場合、管財人は、書面を作成するなどして明示的に意見を述べる必要はなく、裁判所により拡張申立てを相当とする決定が黙示的にされたものとして、当該財産を換価せず、破産者に返還し処分を許す。

拡張申立ての内容と管財人が拡張すべきと判断した財産の範囲が一致しない場合は、管財人は、申立代理人にその旨を伝え、協議を行う。

協議の結果、管財人の意見を相当と判断した申立代理人は、一部取下げを行うなどして、拡張申立ての内容を変更する。この変更により、拡張申立ての内容と管財人が拡張すべきと判断した財産の範囲が一致することになるから、前記の場合と同様に、管財人は拡張申立てを相当とする決定が黙示的にされたものとして処理をしてよいことになる。

なお、拡張の裁判は、破産手続開始の決定の確定後1か月以内に行う旨

規定されているが(法34④)、大阪地裁では、その期間の経過後でも、黙示の期間の延長がなされたものとして、拡張の判断をすることを認める運用が行われている。

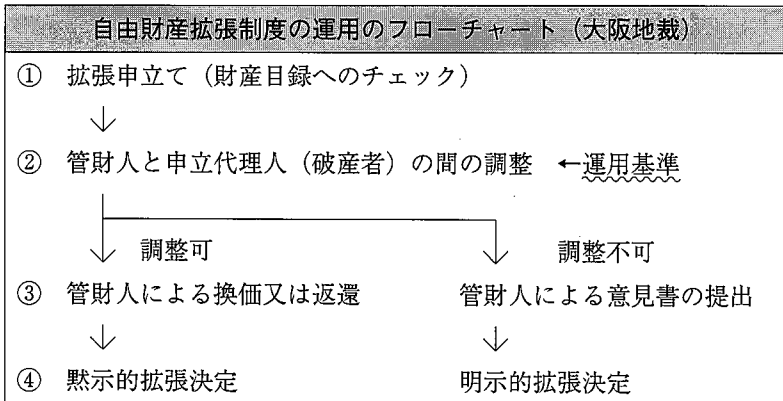
(4) 管財人と申立代理人(破産者)との意見が両者の協議によっても一致しない場合

管財人と申立代理人の意見が両者の協議によっても一致せず、申立代理人によって拡張申立ての内容が変更されない場合、管財人は、拡張申立ての全部又は一部が不当であると判断した理由を記載した自由財産拡張に関する意見書(本書439頁【資料607】)を、財産状況報告集会の1週間前までに裁判所に提出する。裁判所は、管財人の意見を考慮した上、自由財産拡張に関する判断を行い、決定書を破産者及び管財人に送達する(法34⑦)。

大阪地裁において、管財人と申立代理人の意見調整ができない場合にのみ明示の意見陳述及び拡張決定を行うこととしているのは、前記のとおり拡張についての運用基準が設けられていて、これに合致する拡張申立てについては裁判所が拡張を認める判断をすることが明らかであるから、明示の意見陳述及び決定を行う必要性に乏しいこと、他方、管財人と申立代理人の意見が一致しない場合には、破産者の不服申立ての機会を奪わないために、明示的な判断を行う必要があることによる。

(5) 大阪地裁の運用のフローチャート

以上の大阪地裁の運用を簡単なフローチャートにまとめると、次のようになる。



4 自由財産拡張制度と免責との関係

免責不許可事由がある場合に、その事由が存在するとの事情を自由財産拡張の判断と連動させるべきかどうかについてであるが、自由財産拡張制度と裁量免責とは趣旨の異なる全く別個の制度で、両者を連動させるべきではない。

この点、破産者に著しい免責不許可事由が存在すると考えられる場合に、管財人が破産者に対して裁量免責のための積立てをさせることがあるが（本書33, 317頁参照）、前述のように、自由財産拡張制度と免責の制度は別個の制度であるから、かかる破産者から拡張申立てがあったとしても、あくまで拡張申立てについては免責不許可事由の存否は考慮せずに運用基準に従い判断すべきである。そして、これとは別個に、破産者に著しい免責不許可事由が存在することから裁量免責をするために積み立てる必要があるかどうかを検討し、その必要があると判断した場合に、裁量免責のための積立てを指示すべきである。

5 自由財産拡張制度と否認との関係

破産者が偏頗的な行為や詐害的な行為をして否認が問題となる場合（本書175頁以下参照）に、かかる行為がなされていることを自由財産拡張の範囲の判断において考慮すべきかどうかについてであるが、本来、自由財産拡張制度と否認とは、趣旨の異なる全く別個の制度である。

したがって、破産者から拡張申立てがある一方で、否認対象行為が発見されたような場合であっても、否認対象行為を考慮して自由財産拡張の範囲を判断するというのではなく、あくまで拡張の判断は運用基準に従った上で、否認対象行為については別途否認の問題として対処すべきである。

第2 自由財産拡張制度の運用基準

○自由財産拡張制度の運用基準

1 拡張の判断の基準

拡張の判断に当たっては、まず①拡張を求める各財産について後記2の拡張適格財産性の審査を経た上で、②拡張適格財産について後記3の99万円枠の審査を行う。なお、99万円を超える現金は、後記2の審査の対象とはならず、後記3の99万円枠の審査の対象となる。

2 拡張適格財産性の審査

(1) 定型的拡張適格財産

以下の財産は、拡張適格財産とする。

- ① 預貯金・積立金（なお、預貯金のうち普通預金は、現金に準じる。）
- ② 保険解約返戻金
- ③ 自動車
- ④ 敷金・保証金返還請求権
- ⑤ 退職金債権
- ⑥ 電話加入権
- ⑦ 申立時において、回収済み、確定判決取得済み又は返還額及び時期について合意済みの過払金返還請求権

(2) (1)以外の財産

原則として拡張適格財産とならない。

ただし、破産者の生活状況や今後の収入見込み、拡張を求める

財産の種類、金額その他の個別的な事情に照らして、当該財産が破産者の経済的再生に必要かつ相当であるという事情が認められる場合には、拡張適格財産とする（相当性の要件）。

(3) 手続開始時に財産目録に記載のない財産

原則として拡張適格財産とならない。ただし、破産者が当該財産を財産目録に記載していなかったことにつきやむを得ない事情があると認められる場合については、その財産の種類に応じて(1)又は(2)の要件に従って拡張適格財産性を判断する。

3 99万円枠の審査

(1) 拡張適格財産の価額の評価

原則として時価で評価する。

ただし、敷金・保証金返還請求権（前記2(1)④）は契約書上の金額から滞納賃料及び明渡費用等（原則として60万円）を控除した額で評価し、退職金債権（同⑤）は原則として支給見込額の8分の1で評価し、電話加入権（同⑥）は0円として評価する。

(2) 現金及び拡張適格財産の合計額が99万円以下の場合

原則として拡張相当とする。

なお、後記(3)の場合に99万円超過部分に相当する現金を破産財団に組み入れることにより、財産の評価額を組入額分低減させ、実質的に拡張を求める財産の額を99万円以下とすることが可能である。

(3) 現金及び拡張適格財産の合計額が99万円を超える場合

原則として99万円超過部分について拡張不相当とする。

ただし、破産者の生活状況や今後の収入見込み、拡張を求める財産の種類、金額その他の個別的な事情に照らして、拡張申立てされた99万円超過部分の財産が破産者の経済的再生に必要不可欠であるという特段の事情が認められる場合には、例外的に拡張相当とする（不可欠性の要件）。

【241 自由財産拡張申立書】

平成〇〇年(フ)第〇〇〇〇号

申立人 〇〇〇〇

自由財産拡張申立書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

大阪地方裁判所 第6民事部〇〇係 御中

申立代理人弁護士 〇 〇 〇 〇

TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

1 申立ての趣旨

別添の財産目録記載の財産のうち、同財産目録の自由財産拡張申立欄に■を付した財産について、破産財団に属しない財産とする。

2 申立ての理由

別添の管財補充報告書第12項記載のとおり

一口メモ 同時廃止事件として申し立てられた事件のうち、管財手続に移行した場合のみ必要です。当初から管財事件として申立てをする場合には必要ありません。

【607 自由財産拡張に関する意見書】

平成〇〇年(フ)第〇〇〇〇号

破産者 〇〇〇〇

自由財産拡張に関する意見書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

大阪地方裁判所 第6民事部〇〇係 御中

破産管財人 〇 〇 〇 〇

TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

第1 意見の趣旨

破産者から自由財産拡張の申立てがあった財産のうち、破産管財人作成にかかる財産目録備考欄に拡張不相当と記載した財産を破産財団に属しない財産とすることは相当でない。

第2 意見の理由

...